

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

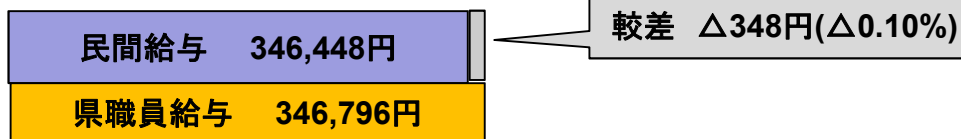
令和3年10月
鳥取県人事委員会

本年の給与勧告の概要

1 月例給(給料及び諸手当)

- 県職員の給与は県内民間の給与を348円(0.10%)上回っているものの、ほぼ均衡した水準であること、世代間給与配分の見直しの実施等を考慮し、据置き。
- 月例給の据置きは4年連続。
- 令和4年度から本県給料表を現行の国俸給表に準じて改定(切替え)
- 改定により若年層職員は水準引上げ、中高年齢層職員は水準抑制となり、全体としては引下げとなり、公民較差が縮小

【民間給与との較差】



2 特別給(期末手当及び勤勉手当)

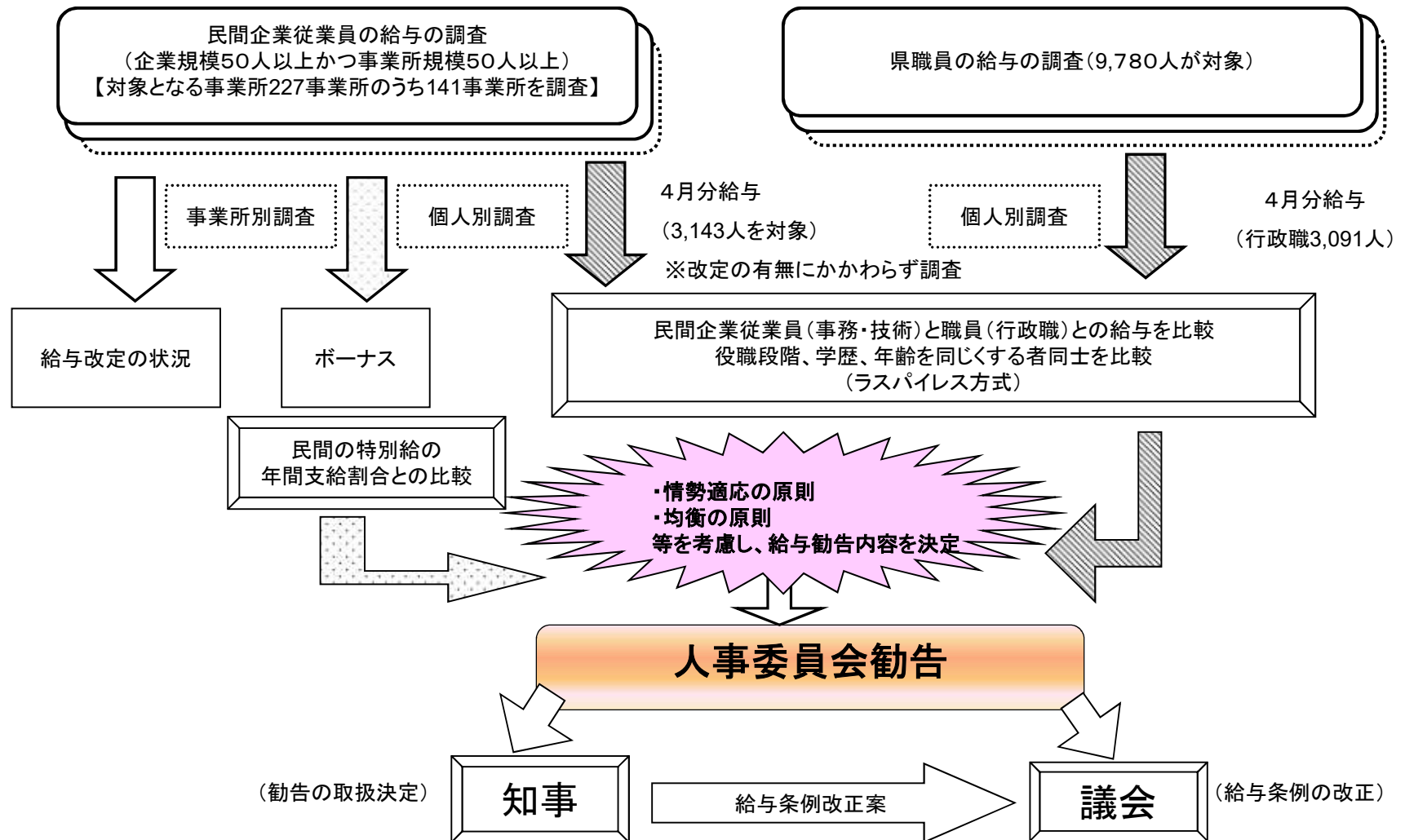
- 県職員の年間支給月数(4.00月)が民間の支給月数(3.95月)を上回っているため、0.05月分引き下げ。
- 支給月数の引下げ分(Δ0.05月分)の配分は、期末手当(Δ0.03月分)及び勤勉手当(Δ0.02月分)。
- 特別給の引下げは、2年連続。

《実施時期》

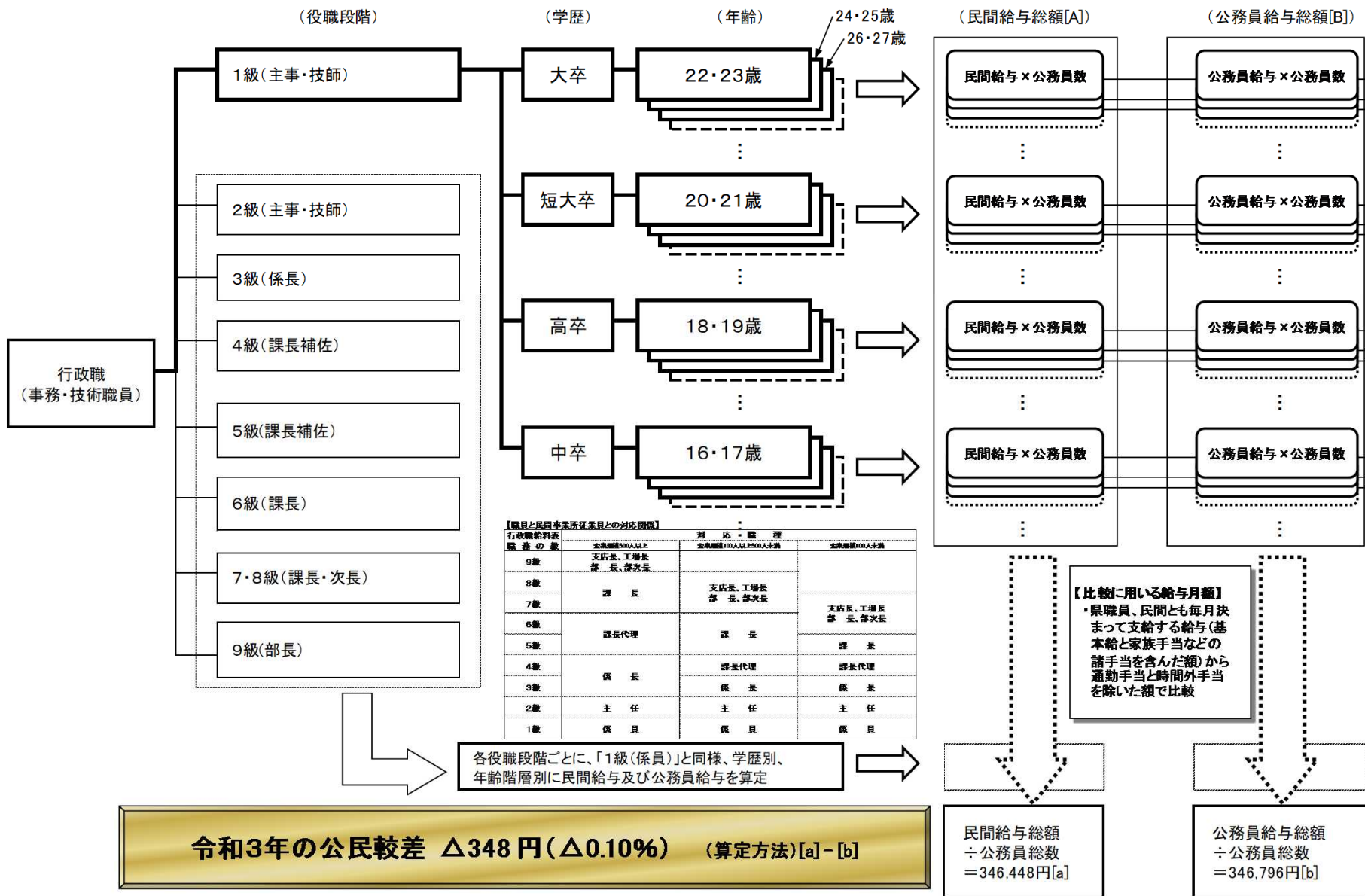
- ・特別給の引下げ 改正条例の公布日(本年12月期分の特別給から実施)

人事委員会勧告の手順

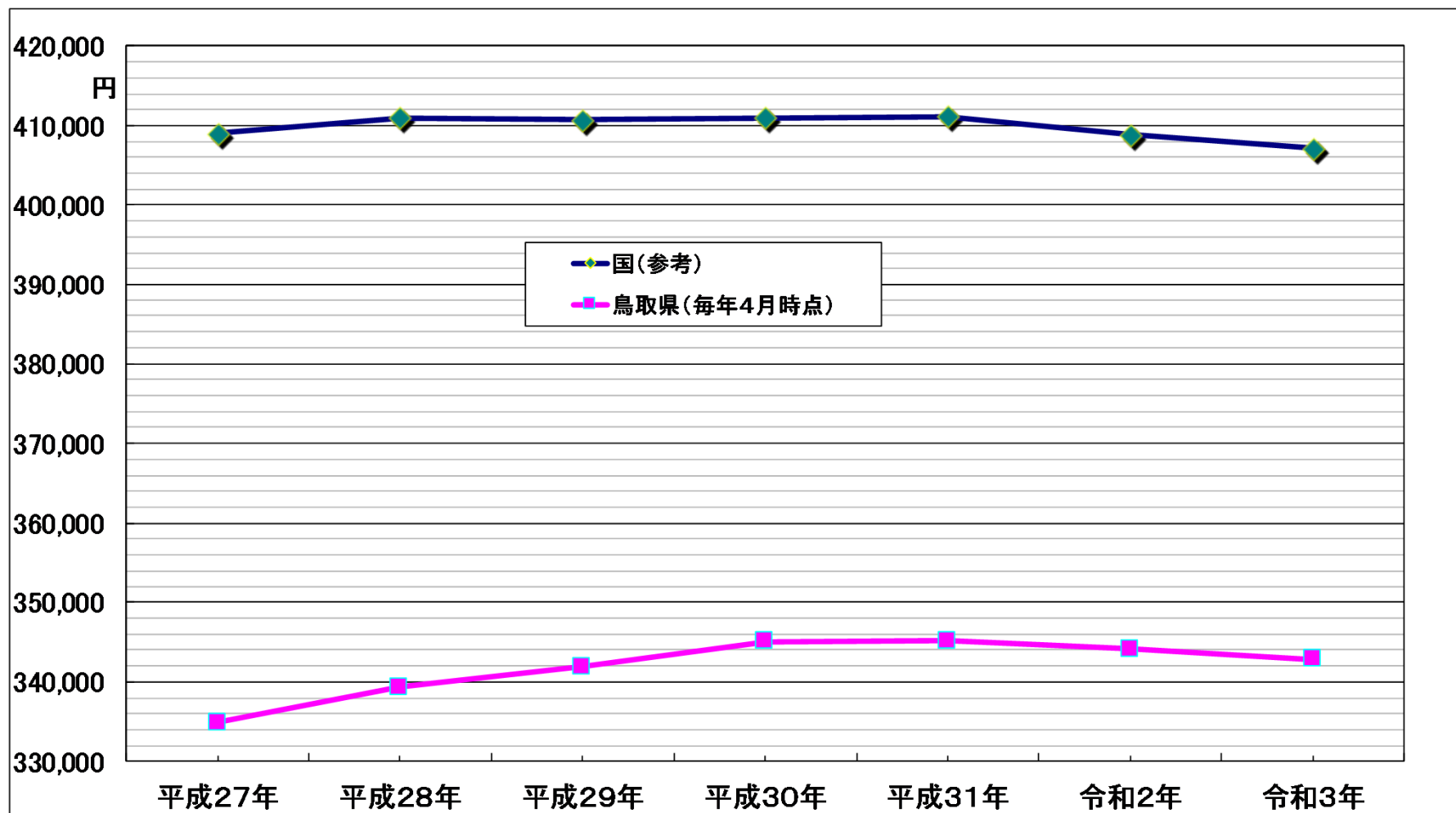
鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）



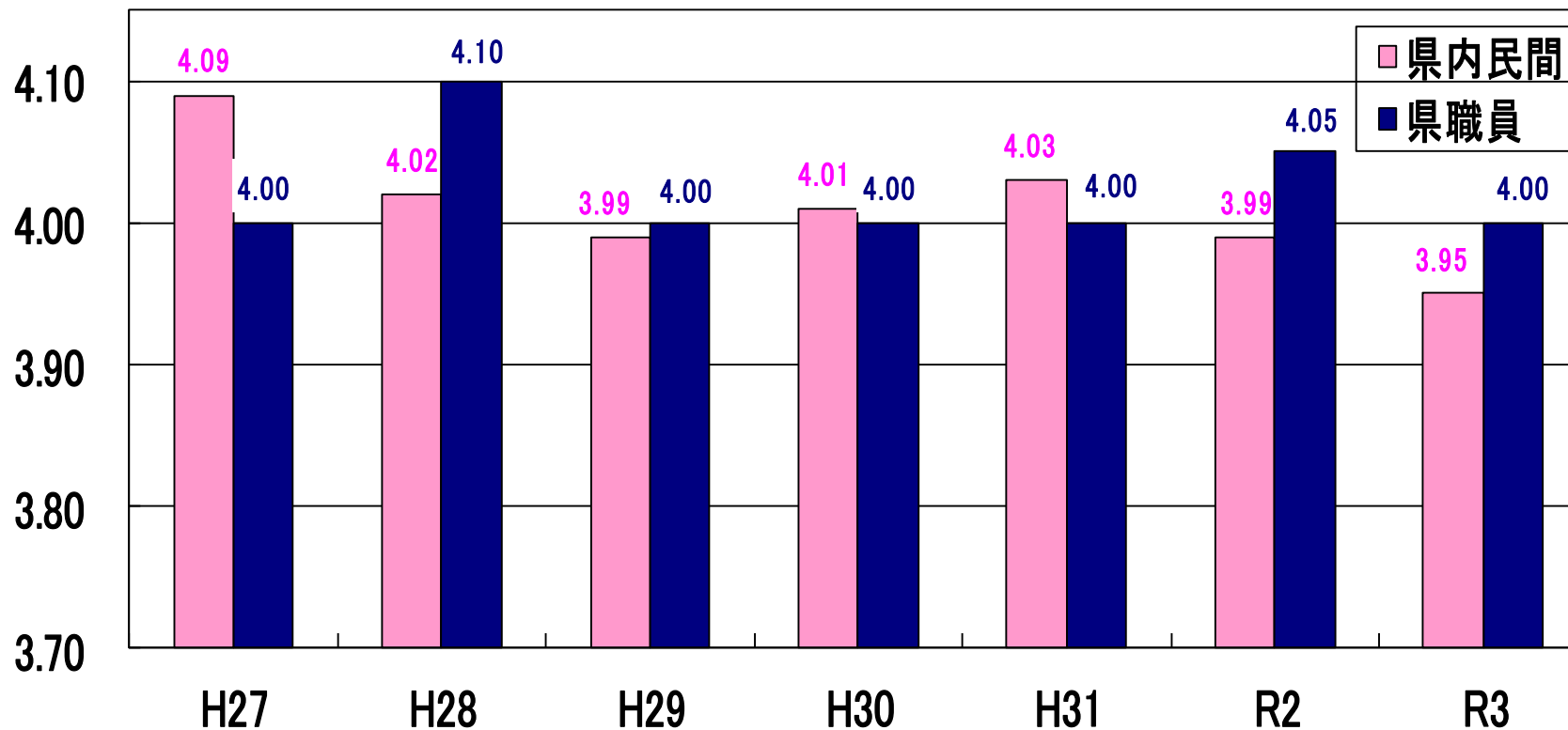
鳥取県職員の平均給与額の推移



国: 408,996円(43.5歳) 国: 410,984円(43.6歳) 国: 410,719円(43.6歳) 国: 410,940円(43.5歳) 国: 411,123円(43.4歳) 国: 408,868円(43.2歳) 国: 407,153円(43.0歳)
 県: 334,864円(43.2歳) 県: 339,320円(43.3歳) 県: 341,854円(43.2歳) 県: 345,088円(43.4歳) 県: 345,125円(43.6歳) 県: 344,082円(43.4歳) 県: 342,849円(43.2歳)

鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。

特別給の支給月数の推移



区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
県内民間	4.09	4.02	3.99	4.01	4.03	3.99	3.95
県職員	4.00	4.10	4.00	4.00	4.00	4.05	4.00

※県職員の支給月数は、当該年の勤告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月
平成26年	改定なし	4.00月	0.10月
平成27年	1.26%	4.10月	0.10月
平成28年	1.06%	4.00月	△0.10月
平成29年	0.91%	改定なし	0.00月
平成30年	改定なし	改定なし	0.00月
令和元年	改定なし	4.05月	0.05月
令和2年	改定なし	4.00月	△0.05月
令和3年	改定なし	3.95月	△0.05月

給与改定に伴う影響額

【勧告後の年間給与の影響額(行政職一人当たり平均)】

改定前 : 5,506,371円

影響額 : -17,400円(-0.32%)

改定後 : 5,488,971円

(※ 行政職平均年齢43.2歳)

<勧告後の年間給与の影響額(モデルケース)>

○行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、扶養親族なし)

改定前: 2,982,400円

影響額: -9,320円(-0.31%)

改定後: 2,973,080円

○行政職5級 課長補佐級職員(50歳、配偶者・子2人)

改定前: 6,688,066円

影響額: -21,971円(-0.33%)

改定後: 6,666,095円